

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月20日
【会社名】	株式会社イーエムシステムズ (商号 株式会社E Mシステムズ)
【英訳名】	EM SYSTEMS Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國光 浩三
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
【電話番号】	06(6397)1888(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員管理本部長 青田 玄
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
【電話番号】	06(6397)1888(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員管理本部長 青田 玄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,088,668,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社イーエムシステムズ東京支店 (東京都港区芝大門二丁目10番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	659,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成27年2月20日(金)に開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	659,000株	1,088,668,000	544,334,000
一般募集			
計(総発行株式)	659,000株	1,088,668,000	544,334,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額の総額は、544,334,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,652	826	100株	平成27年3月10日(火)		平成27年3月11日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イーエムシステムズ 本店	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 江坂支店	大阪府吹田市江坂町1丁目23番20号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,088,668,000	4,500,000	1,084,168,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税等登記関連費用、有価証券届出書発行費用等であります。

(2)【手取金の使途】

上記、差引手取概算額の具体的な使途につきましては、下記の通りです。なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

資金使途	金額	支出時期
事業買収資金及び運転資金 祥漢堂薬局 新大阪店の取得費用及び運転資金	500,000,000円	平成27年5月～ 平成28年3月
設備投資 新大阪ブリックビルの改修費用	84,168,000円	平成27年4月～ 平成27年10月
インフォメーションセンターのシステム増強費用	50,000,000円	平成27年4月～ 平成28年3月
借入金の返済 借入金の返済	450,000,000円	平成27年10月～ 平成27年12月

[事業買収資金及び運転資金]

祥漢堂薬局 新大阪店の取得

当社は、平成27年2月19日付「事業譲受に関するお知らせ」にて公表しております通り、祥漢堂薬局 新大阪店を取得することといたしました。祥漢堂薬局 新大阪店は、当社が保有する新大阪ブリックビルに入居しており、新大阪ブリックビル内において当社が推進しているEHR(電子医療記録の連携)のモデルケースを構築することが可能となります。

また、当社の主要なお客様である調剤薬局を取得することにより、新製品・サービスのモニタリングや、より効果的な薬局経営を実践することで得た知見を活かし、いち早くお客様の潜在ニーズを発掘しお役にたてるサービス・商品の提供が可能になると考えております。

今回取得する祥漢堂 新大阪店は、調剤薬局事業を営んでおり、新大阪駅前という好立地を活かした利便性の高い極めて優良な店舗と判断しております。本事業譲受に伴い、祥漢堂 新大阪店の店舗設備や調剤薬局機器等の固定資産22,000,000円及び将来の収益性を見込み、その対価として300,000,000円を支払う予定にしております。また、200,000,000円を薬品在庫取得費用、薬品仕入代金、人件費及びその他諸経費等の運転資金に充当する予定にしております。

[設備投資]

新大阪ブリックビルの改修費用

新大阪ブリックビルは2008年3月に竣工以来、ビジネスオフィスや貸会議室、保育園と共に、医療モールや調剤薬局、スポーツクラブなどの健康関連施設を併設し、様々な人にご利用頂いております。ビル竣工より約7年が経過し、一部劣化等も見受けられ、今後も多くの人に快適にご利用頂くために調達資金の一部である84,168,000円をビルの改修に充当しビルの資産価値の維持・向上を図ります。具体的には、1階ピロティー部分の改修工事、3階貸会議室の増室、予備電源の追加等を予定しております。

インフォメーションセンターのシステム増強費用

当社のインフォメーションセンターは、操作に関するお問合せやシステム等のトラブル時に迅速に対応できるよう365日営業しており、全国のお客様にご利用頂いております。この度、調達資金の一部である50,000,000円を機器の老朽化に伴う入れ替え及び一部機能改善に充当することで、お客様がより快適に当社システムをご利用頂けるようインフォメーションセンターの安定稼働及びサービスの向上に努めます。

[借入金の返済]

借入金の返済

当社は、新大阪ブリックビルの建設や平成26年8月21日付で公表しておりますコスモシステムズ株式会社の株式取得時の費用並びにコスモシステムズ株式会社への貸付等を目的として金融機関より借入を実施しており、平成26年12月末日時点において短期借入金の残高が600,000,000円、長期借入金の残高が

3,230,703,000円あります。調達資金の一部である450,000,000円を借入金の一部返済に充当し金融費用を削減することで財務体質の改善に努め、企業価値及び株式価値の向上を図ります。なお、具体的な返済方法につきましては、金利状況等勘案しつつ、平成27年10月の返済を目処として金融機関と協議の上決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社メディパルホールディングス
本店の所在地	東京都中央区八重洲二丁目7番15号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第105期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日） 平成26年6月25日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第106期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日） 平成26年8月12日 関東財務局長に提出 第106期第2四半期（自平成26年7月1日至平成26年9月30日） 平成26年11月13日 関東財務局長に提出 第106期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日） 平成27年2月12日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有する割当予定先の株式数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有する当社の株式数	割当予定先は、平成26年9月30日時点において当社株式223,900株（発行済株式総数の2.74%）を保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資本関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は、割当予定先に対しソフトウェアやPC、プリンタ、インク等の委託販売を行っております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、昭和55年1月に会社設立以来、調剤薬局を中心とする医療機関向けにレセプトコンピュータやその他のサービスを提供し、調剤薬局の店舗数増加とともに事業を拡大してまいりました。現在、当社の主要販売先である調剤薬局を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、特に昨年4月の消費税率の引き上げや診療報酬の改定の影響により収益力低下を余儀なくされていることから、お客様の設備投資意欲が冷え込んでいる状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、現在の中期経営計画（平成26年4月～平成29年3月）において、医科システムの更なる拡販及び調剤システムにおける他社、新規ユーザーの獲得の為に販売体制の見直しに取り組んでおります。その一環として、限られた営業工数の中で販売を最大化させる為、当社の主要な販売先である調剤薬局等の医療機関と強い関係を持つ会社に対し、販売代理店として当社製品を積極的に取り扱って頂く活動を進めております。

株式会社メディパルホールディングス（以下、「割当予定先」）は、以前より当社株式を223,900株所有しており、「流通価値の創造を通じて人々の健康と社会の発展に貢献します。」を経営理念に掲げ、医療と健康、美を事業領域として「医療用医薬品等卸売事業」、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」ならびに「動物用医薬品等卸売事業」を全国規模で展開し、幅広い流通ネットワークを保有しております。当社の主要販売先である調剤薬局等の医療機関との関係も非常に強く、当社における主要な販売代理店として従来より取引関係を築いてまいりました。今後も厳しい市場環境が予想される状況の中、割当予定先との関係をさらに深化することにより、調剤薬局や診療所の新規開局・開業案件の情報やシステムの切り替えを検討しているお客様の情報をより早く情報交換できる環境を築くことで、当社製品の取扱高を増加させることが、当社及び割当予定先の両社にとって事業拡大に繋が

ると判断いたしました。また、「第一部 第1 4 .新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、薬局経営を通じて更なるサービス・商品力向上を図ることを目的として祥漢堂 新大阪店の取得や、財務体質改善を目的とした借入金の返済等の資金調達の必要性も生じたことから、当社は上記関係強化の目的に即した割当予定先に対する第三者割当を実施することといたしました。

一方で、今回の資金調達にあたっては、財務の健全性を確保しつつ、長期的かつ安定的な資金をもとに事業を継続していくことを考慮した場合、自己資本を充実させることが望ましいと考え、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が最善の方法であると判断いたしました。また、公募増資や株主割当といった手法よりも、取引先との関係を強化しつつ、迅速かつ確実な資金調達をすることができる第三者割当の手法が望ましいと判断いたしました。

なお、本第三者割当は、既存株主の議決権の希薄化を伴うものであります。しかしながら、上記のとおり、事業環境の大きな変化に継続的に対応しつつ事業をさらに拡大させるためには、割当予定先との関係を深化させ、当社製品の取扱高の増加に繋げることが当社の持続的成長に不可欠と考えており、本第三者割当により当社株式の希薄化が生じることになっても、これを上回る当社グループ企業価値を創造し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものと判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 659,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先は取引関係の強化の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込に要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本第三者割当の目的に賛同して頂いていることを口頭で確認しており、また割当予定先の平成27年3月期第3四半期における連結財務諸表により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が提出しているコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:平成26年6月25日)により、同社グループが反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした対応をとる方針を有していることを確認しております。また、当社ルールに基づき日経テレコム及びインターネット検索サイトを利用し、割当予定先、割当予定先の役員、又は、割当予定先の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年2月19日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,720円に対してディスカウント率4.0%である1,652円といたしました。

なお、当該発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値1,677円に対して1.5%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値1,703円に対して3.0%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値1,729円に対して4.5%のディスカウントとなっております。また、当該発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、当該発行価額は合理的で特に有利な発行価額には当たらないものと判断しております。

取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由につきましては、当社は平成27年2月6日に平成27年3月期第3四半期決算短信を公表しており、直前営業日の終値が現在の当社の企業価値を適正に反映していると考えられること、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決定す

ることとされていることから本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

上記基準日の終値を基準として、ディスカウント率4.0%を適用した1,652円といたしました理由は、本第三者割当により生じる希薄化等を勘案しつつ、割当予定先との関係強化により期待される当社の企業価値の向上への貢献、当社既存株主への利益への配慮、また、割当予定先のディスカウントの要望に対して、割当予定先が取得する株式を長期保有することを目的としていることによる株価下落リスクなどを考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、当該要望を一定程度受け入れ下記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断いたしました。

〔算定条件〕

平成27年2月19日を基準日とした東京証券取引所における当社普通株式の終値に対して4.0%をディスカウントした価額を発行価額とする。但し、上記基準日における株価が上記基準日を基点とした1ヶ月平均株価、3ヶ月平均株価、6ヶ月株価の最も高い株価より8.0%以上低い場合は、上記基準日の株価を発行価額とする。また、上記基準日における株価が上記基準日を基点とした1ヶ月平均株価、3ヶ月平均株価、6ヶ月株価の最も高い株価より8.0%以上高い場合は、上記基準日の株価より8.0%ディスカウントした価額を発行価額とする。

また、本第三者割当に係る取締役会には、当社監査役1名が出席しており、当該発行価額の算定根拠には合理性があり、かつ、上記指針に準拠するものであり、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。また、本第三者割当に係る取締役会に欠席した社外監査役2名も、発行条件等の合理性及び適法性については決議に出席した監査役と同意見である旨を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式数は659,000株であり、本第三者割当に係る取締役会決議日における当社発行済株式総数8,169,250株に対して8.1%（平成26年9月30日時点の総議決権数80,096個に対する割合は8.2%）の株式の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社にとって割当予定先との関係強化を伴うものであることから、当社の企業価値及び株主価値向上に資するものと考えております。また、当該割当予定先より、当社の今後の事業戦略を中長期的に評価し、株式の保有を行っていく旨を確認していることなどから、今回の希薄化が流通市場に与える大きなインパクトはないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本第三者割当は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社コッコウ	兵庫県芦屋市六麓荘町15番5号	2,971,000	37.09%	2,971,000	34.27%
株式会社メディカルホールディングス	東京都中央区八重洲2丁目7番15号	223,900	2.80%	882,900	10.19%
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN (常任代理人クレディ・スイス証券株式会社)	ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA (東京都港区六本木1-6-1)	436,400	5.45%	436,400	5.03%
ゴールドマンサックスインター ナショナル (常任代理人ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6-10-1)	414,857	5.18%	414,857	4.79%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	249,800	3.12%	249,800	2.88%
エプソン販売株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目24-1 西新宿三井ビルディング24階	244,900	3.06%	244,900	2.83%
國光 浩三	兵庫県芦屋市	244,250	3.05%	244,250	2.82%
E Mシステムズ従業員持株会	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目 6番1号	242,575	3.03%	242,575	2.80%
國光 宏昌	兵庫県芦屋市	233,500	2.92%	233,500	2.69%
青山 明	北海道札幌市	127,800	1.60%	127,800	1.47%
計		5,388,982	67.28%	6,047,982	69.77%

(注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 当社が保有している自己株式157,827株は上記大株主から除外しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年9月30日現在の総議決権数(80,096個)に本第三者割当により増加する議決権数(6,590個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第31期有価証券報告書及び第32期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日（平成27年2月20日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年2月20日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年2月20日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成26年6月27日現在の資本金 (千円)	増加額(千円)	平成27年2月20日現在の資本金 (千円)
1,675,595	816	1,676,411

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

3．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年2月20日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成26年7月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第31期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社第31期期末配当は当社普通株式1株につき金27円とする。

第2号議案 取締役8名選任の件
取締役として、國光浩三、大石憲司、寺内信夫、青田玄、國光宏昌、西村本喜、三橋涼子及び今泉英壽を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	65,682	1,307	0	（注）1	可決（97.93%）
第2号議案				（注）2	
國光 浩三	64,207	2,786	0		可決（95.73%）
大石 憲司	64,220	2,773	0		可決（95.75%）
寺内 信夫	64,220	2,773	0		可決（95.75%）
青田 玄	64,220	2,773	0		可決（95.75%）
國光 宏昌	64,218	2,775	0		可決（95.75%）
西村 本喜	64,200	2,793	0		可決（95.72%）
三橋 涼子	63,908	3,085	0		可決（95.28%）
今泉 英壽	64,252	2,741	0		可決（95.80%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月12日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第32期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月19日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について、(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムシステムズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イーエムシステムズの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イーエムシステムズが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムシステムズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムシステムズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。